平成２１年（フ）第２９０２号
愛知県豊明市沓掛町勅使８番地69
破産者　山口　一也
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８９３４号
大阪府高槻市牧田町５―51―506、開始決定時の住所大阪府池田市渋谷３丁目11番10号
破産者　髙木　慎二
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５３２号
岐阜県岐阜市加納愛宕町18番地１　愛宕住宅916号室、開始決定時の住所岐阜県岐阜市細畑塚浦23番地３
破産者　伏屋伊三夫
1　決定年月日　平成22年４月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３号
熊本県天草市倉岳町棚底3754番地35
破産者　緒方　三幸
1　決定年月日　平成22年４月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第７３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前19番地２、前住所宮城県登米市迫町佐沼字内町17番地５
破産者　髙橋　　章
1　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
2　一般調査期日　平成22年６月４日午前11時15分
平成22年３月31日
仙台地方裁判所気仙沼支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１０７号
山口県防府市岩畠２丁目23番７号
破産者　若松　幸則
異議申述期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月１日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
山口市秋穂東1822番地
破産者　有限会社赤瀬組
異議申述期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月１日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１４２６号
東京都港区麻布十番３丁目３―13―701
破産者　橋本　勝美
免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
平成22年３月31日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２号
青森市古川１丁目21番12号
清算株式会社　ケーエフケーツー株式会社
清算人　吉田　　亮
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第２０２７号
東京都板橋区西台３丁目８番11号
清算株式会社　株式会社ケービーシー
代表清算人　駒形　友章
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３００８号
大阪府門真市松生町１丁目４番松下電器産業株式会社構内
清算株式会社　アルファメッドサイエンス株式会社
代表清算人　粥川　　真
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３００９号
大阪市北区角田町１番１号
清算株式会社　株式会社オー・エージェンシー
代表清算人　田中　伸明
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０１４号
東京都千代田区外神田２丁目９番10号
清算株式会社　新進貿易株式会社
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０１０号
東京都千代田区飯田橋４丁目８番13号
清算株式会社　株式会社ラヴァンス
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１０５号
鹿児島県薩摩川内市下甑町手打2123番地
清算株式会社　株式会社こしき
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２１２７号
東京都練馬区大泉学園町３丁目23番10号
清算株式会社　株式会社ＩＳＩ
代表清算人　千野　健一
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
協定債権（以下当該債権者を「協定債権者」という。）については、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　株式会社ＩＳＩ（以下「会社」という。）は、各協定債権者（千野　潤雄、千野　賢子及び千野麻里子を除く。）に対し、本協定の認可決定確定日から３か月以内に、別紙協定案別表の債権額欄記載の債権額の0.02622％の金員を支払う。詳細は、別紙協定案別表記載のとおりである。
⑵　各協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権者から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　協定債権者千野　潤雄、同千野　賢子及び同千野麻里子は、会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑷　会社は、１⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者（千野　潤雄、千野　賢子及び千野麻里子を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を１⑴の債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、１⑵の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。